



### 大雨・暴風等の時

<登校前>  
6:30の時点で、「東伊豆町」に「**大雨警報**又は、**暴風警報**」が発令されている時  
1 **各家庭での自宅待機を基本とする。**  
6:30に町の広報で知らせる。学校の緊急連絡メールでも知らせる。  
2 「警報」が解除されたら、安全を確認のうえ登校させる。  
「警報」が昼11時以前に解除された場合は、その時点で、町の広報で知らせる。  
3 「警報」が昼11時まで解除されない時は、臨時休校とする。  
町の広報で臨時休校の旨を知らせる。  
※上記の対応を原則とし、それ以外の対応が必要な場合は、その都度学校から連絡する。

<登校後(在校中)>  
原則として学校にとどめ、安全に引渡し可能な場合又は、16:00を過ぎても下校できないと判断した場合  
→ 学校から「**引渡し**の連絡」を緊急連絡メールで知らせる。

### 地震の時

	調査情報発令時	注意情報 発令時	予知情報・警戒宣言 発令時	大規模地震 発生時
登下校時	↑ 平常活動 ※地震情報注意 ↓	・子どもは、 <b>家庭か学校の近い方に避難</b> する。 ・どこで引き返すかを決めておく。		・頭を守る。 ・揺れがおさまったら安全な場所へ。
在校時		・教職員の指示に従って教室に待機する。 ・状況により体育館に避難する。		・教職員の指示に従って、運動場に避難する。  ・ <b>震度6弱以上で引渡し</b>
在宅時		・登校を見合わせ、保護者と共に行動し学校からの指示を待つ。  ※自宅を離れ避難する時のために、避難場所を玄関に貼るなど安否確認がとれる準備をしておく。 ※大規模地震の翌日以降は、学校からの連絡があるまで自宅待機をさせる。	<b>引渡し開始 … 防災カードの引渡し人に引き渡す。※引渡しのできない児童は学校で保護する。</b> <b>※ 引渡し場所…「熱川小学校各教室」</b>	<b>…「熱川小学校運動場」</b> 

### 学校(校外活動)でケガをした時・病気になった時

◎ 学校でケガをした時、病気になった時

連絡 … 保護者と連絡を取り医療機関を決める

学校 ← 保護者 (すぐに連絡がとれるようにする。)

① 学校 → 病院

<急を要さない時>  
①保護者が、子どもを医療機関へ搬送する。  
<急を要する時>  
②学校で医療機関に搬送する。(救急車を要請する場合もある。)

※保護者は保険証をもって病院に行く。受診結果の学校への報告を依頼する。

◎ 校外学習中にケガをした時、病気になった時

担任等(引率者) → 学校

けがの状態・病気の程度や状況、緊急の対応の仕方について連絡する。それ以後の対応は、学校での場合と同じ

### インフルエンザ等感染症の疑いがある時

◎ 発症の疑いがある場合

登校は控えてください。

学校 → 保護者 → 病院

①確認 ②受診 ③医師の診断 ④診断結果の報告 → 感染症でない場合は元気がなったら登校 (感染症に罹患した場合) ⑤「出席停止通知書」を学校までとりに来てください。 ⑥再受診(必要事項の記入要請)(療養・医師の指示通り) ⑦医師による「感染症治癒」の診断 ⑧「登校許可証明書」を持参して登校する。

<流れ>

### 不審者・凶悪事件等が報告された時

学校へ侵入

学校 → 警察、保護者に連絡する。  
→子どもに動揺がある時や下校が危険な場合 **引渡し**

登下校時に出没

・子どもを守る家などに避難する。  
・まず、**警察 23-0039熱川交番**に連絡する。(時間、場所、状況 等不審者の特徴を)  
・その後、学校へ連絡する。  
→登校は、動揺がおさまってから。

近隣で不審者情報等

・状況に応じて、注意喚起や集団下校・引き渡し等の判断をし、緊急連絡メールにて伝達する。  
・校区内での凶悪事件発生など、登下校に危険がある場合も同様とする。

**引渡し時のお願い**

①引渡し時のお迎えは原則として**徒歩**でお願いします。  
②**学校から引渡しの連絡がメール等であり、車で児童の迎えをせざるをえないときは、児童と車の接触事故を防止するため、プール横駐車場に車を停車し、下車や乗車をさせてください。**  
③**車の進入路**については、交通渋滞や車同士の接触事故を防止するために、できるだけ、**北方向(とんかつ天乃側T字路)から南方向への一方通行**をしてください。

### 登下校中の交通事故発生時

① 連絡を受け次第、現場に急行  
・救急車等の要請・応急処置  
・警察への連絡  
・怪我人に同行して病院へ  
・学校←→家庭間の連絡確認

② 学校による現場確認  
・現場確認 (状態、時刻、場所、状況など)  
→ 再発防止策の検討をする。

緊急時の放課後児童クラブ対応について

① 午前中に児童を帰宅させる場合  
→午前中は放課後児童クラブは休所 (放課後児童クラブ開始時刻まで児童は学校で預かる。または、保護者と連絡をとり下校させる)  
② 午後、通常下校時刻前に帰宅させる場合  
→放課後児童クラブは開所し、保護者は放課後児童クラブで児童を引き取る。  
③ 通常の下校時刻で、単に集団下校をする場合や、完全下校時刻を早めて一斉下校する場合  
→放課後児童クラブは通常通り開所する。  
※午前11時の時点で、警報(大雨・洪水・暴風)が解除されていない場合、放課後児童クラブは休所となる。  
※学校始業後に上記の警報が発令されても、学校が通常の授業を行う場合は放課後児童クラブは一時開所し、放課後児童クラブとして事後の対応をする。  
※児童クラブ休所中に学校から「引渡し」の連絡があった場合、保護者は児童を学校で引き取る。